

文教警察企業常任委員会資料

令和3年6月24日～25日

教 育 委 員 会

(議案第1号)

令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額
一 般 会 計	教 育 政 策 課	269,618	3,167,223	3,436,841
	財 務 福 利 課	0	4,282,599	4,282,599
	高 校 教 育 課	0	3,753,819	3,753,819
	義 務 教 育 課	0	143,488	143,488
	特別支援教育課	19,075	465,192	484,267
	教 職 員 課	0	94,488,114	94,488,114
	生 涯 学 習 課	4,860	562,051	566,911
	ス ポ ー ツ 振 興 課	1,300	1,492,724	1,494,024
	文 化 財 課	11,646	476,563	488,209
	人権同和教育課	36,889	127,100	163,989
	合 計	343,388	108,958,873	109,302,261
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県立学校実習事業)	0	216,341	216,341
	財 務 福 利 課 (育英資金)	0	3,092,892	3,092,892
	合 計	0	3,309,233	3,309,233
総 計		343,388	112,268,106	112,611,494

⑧ 「教育の情報化」緊急対策事業

教育政策課

1 事業の目的・背景

感染症拡大や災害発生などの緊急事態において必要な教育活動を継続するとともに、Society5.0 時代を生きる子どもたちに、個別最適化され、創造性を育む学びを実現するために、教育委員会及び県立学校における情報に関する人材育成と環境整備を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 269,618千円

(2) 財源 全額国庫支出金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

- ① 教育の情報化推進に係る人材育成事業（17,801千円）
 - ア 校内推進リーダーの育成
 - イ 教育庁内のデジタル化に係る人材育成
 - ウ 教員のICT活用指導力の育成
 - エ 教員のサポート機能の強化
- ② 教育の情報化推進に係る環境整備事業（251,817千円）
 - ア 組織内情報化推進に係る端末整備
 - イ 教科指導の充実に係る端末整備
 - ウ オンライン会議の充実に係る環境整備
 - エ 高等学校段階の1人1台端末整備の検証

3 事業効果

ICT教育推進リーダーの育成、指導主事等によるICTを活用した授業設計等の支援、教員用端末及びオンライン会議に係る環境整備等を行うことにより、全ての県立学校において、どのような緊急事態においても学びの保障が継続されるとともに、日々の教育活動においても「誰1人取り残さない」個別最適で対話的・協働的な学びの実現につながる。

「指導者の人材育成」と「指導者用の端末整備」を行います！

県立学校

ICT教育推進リーダー

(①-ア、②-ア)

- ICT教育推進リーダー連絡協議会の開催



- ◆リーダー育成
- ◆ネットワークづくり

- ICT教育に関する成果報告会の開催



- ◆県内モデル校の取組
- ◆県外の先進事例

- 専用端末の整備（各校1台ずつ）

県立学校教員

(①-ウ・エ、②-イ)

- 指導主事による支援



- ◆ICTを活用した授業設計
- ◆校内研修、教科別研修

- 学校ICT補助員の配置



- ◆特別支援学校に配置

- 専用端末の整備（1教室2台ずつ）

県教育委員会

ICT担当指導主事

(①-ア・イ、②-ア)

- 教育の情報化に係る総合調整等



- ◆ICT教育推進リーダー連絡協議会
- ◆教育の情報化に向けた企画等

- 教育庁内のデジタル化推進に係る総合調整



- ◆ワーキンググループの設置
- ◆デジタル化に向けた企画等

- 専用端末の整備（1人1台ずつ）

教科担当指導主事

(①-ウ、②-イ)

- ICT支援員によるサポート



- ◆ICT関係企業等に委託
- ◆定期的な研修会等の開催

- 校内研修等の支援



- ◆ICTを活用した授業設計
- ◆校内研修、教科別研修

- 専用端末の整備（1人1台ずつ）

各県立学校に「オンライン専用会議室」を設置します！



(②-ウ)

- オンライン会議に必要な機器の整備（カメラ、マイク、PC）
- オンライン専用会議室等の空調施設整備
- オンライン会議用システム



生徒用端末の1人1台端末整備に係る検証を行います！

現在

3人に1台の環境整備を達成



今後

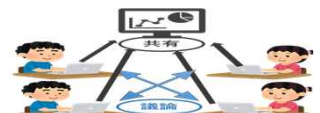
1人に1台の環境整備を目標



(②-エ)

- 私物端末の利用（BYOD）についての検証
- モデル校（8校）による検証
（大宮、宮崎西、宮崎南、佐土原、本庄、飯野、五ヶ瀬中等、児湯るびなす）

- ICT支援員によるサポート
- 担当指導主事によるサポート



特別支援学校スクールバス感染症対策事業

特別支援教育課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、特別支援学校にスクールバスを導入する。

2 事業の概要

(1) 予算額 19,075千円

(2) 財源 全額国庫支出金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

スクールバス（中型リフト付き）の購入（2台）

3 事業効果

スクールバスを委託運行する学校に県有バスを導入することで、感染による重症化リスクの高い特別支援学校の児童生徒の安全安心な登校環境を整えることができる。

特別支援学校スクールバス感染症対策事業

- 車椅子利用児童生徒の安全・安心な登校環境の整備
- 安定的なスクールバスの運行
- 対象校（日向ひまわり支援学校、児湯るぴなす支援学校）



リフト付きバスの導入

委託バス運行



県有リフトバス運行



リフト付き車両を導入することで、
介助の必要な児童生徒への接触
を抑えることができる。

文化施設等の衛生環境改善事業

生涯学習課
文化財課

1 事業の目的・背景

不特定多数の来館者がある教育委員会所管の5施設（県立図書館、県立美術館、県総合博物館、県立西都原考古博物館、県埋蔵文化財センター）において、感染症予防のため、トイレの洋式化及び手洗いの自動水栓化の整備を行うことにより、衛生環境の改善を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 16,506千円

(2) 財源 全額国庫支出金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

① 社会教育施設等の衛生環境改善事業 (生涯学習課：4,860千円)

ア 和式トイレの洋式化（県立図書館4基、県立美術館6基 計10基）

イ トイレ手洗いの自動水栓化（県立図書館12台）

② 文化施設の衛生環境改善事業 (文化財課：11,646千円)

ア 和式トイレの洋式化（県総合博物館10基、県立西都原考古博物館12基、県埋蔵文化財センター4基 計26基）

イ トイレ手洗いの自動水栓化（県総合博物館13台、県埋蔵文化財センター5台 計18台）

3 事業効果

感染症予防対策のため必要な設備改修をすることにより、文化施設等の衛生環境が大きく改善される。

参考) 文化施設等のトイレの洋式化率 64.1%→92.2%

文化施設等の自動水栓化率 73.2%→100.0%

総合運動公園管理事務所の衛生環境改善事業

スポーツ振興課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症予防のため、県総合運動公園の受付・案内所がある管理事務所の衛生環境の改善を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 1,300千円

(2) 財源 全額国庫支出金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

管理事務所トイレ手洗いの自動水栓化9台

3 事業効果

衛生環境を一層整えることにより、利用者である県民等がより安心して安全に利用できるようになる。

㊦ チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業

人権同和教育課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症に起因するトラブル等による児童生徒の心理的負担の解消や、様々な課題を抱えた児童生徒の置かれている環境の改善、児童生徒を取り巻く諸問題等の解決に向けて、専門家の配置・派遣等、教育相談体制の強化を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 36,889千円

(2) 財源 全額国庫支出金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

- ① スクールカウンセラー（SC）の配置・派遣（2,127千円）
 - ・ 小学校11エリア及び県立学校8エリアの活動時間を増加
- ② 教育相談窓口の充実（32,827千円）
 - ・ 県内全ての児童生徒を対象にしたLINE相談期間を拡充
- ③ 法律相談（1,935千円）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を起因とした事案の解決に向け、弁護士への相談を実施

3 事業効果

スクールカウンセラーの活動時間の増加やLINE相談期間を拡充することで、児童生徒が安心して教育活動に取り組むことができる。また、新型コロナウイルス感染症を起因とする学校だけでは解決困難なトラブル等の発生に対し、弁護士による法律相談を実施することにより、事案の早期解決を図ることができる。

改 チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業

1 スクールカウンセラー (SC) の配置・派遣

- ・小学校 11 エリア →
- ・中学校 83 校
- ・県立学校 8 エリア →
- ・電話・来訪相談
- ・スーパーバイザーを配置

訪問時間を増加

2 スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置・派遣

- ・配置人数 (20名配置)
- 北部教育事務所 3名
- 中部教育事務所 4名
- 南部教育事務所 3名
- 市町村独自配置 10名

6つの取組で「教育相談体制の支援を強化」



3 いじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣

- ・県立学校で発生したいじめに対応する緊急支援チームを派遣
- ・県いじめ問題対策連絡協議会の開催
- ・県いじめ問題対策委員会の開催

4 教育相談窓口の充実

- ・LINEを活用した教育相談窓口の設置
期間を拡充
- ・24時間子供SOSダイヤルを設置



5 ネットトラブル等の未然防止の取組

- ・管理職を対象とした研修を開催
- ・ITアドバイザーの派遣
- ・ネットいじめ目安箱の設置
- ・ネットパトロールの実施
- ・啓発用リーフレットを作成

6 法律相談

- ・新たに学校から弁護士への相談を実施



(議案第13号)

工事請負契約の締結について

高校教育課

- 1 契約の目的
宮崎県立宮崎海洋高等学校実習船建造工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
2,359,500,000円
- 4 契約の相手方
長崎県佐世保市干尽町6番地の3
前畑造船株式会社
代表取締役 北村 與志郎
- 5 工 期
契約発効の日から令和5年3月24日まで

宮崎海洋高等学校実習船建造工事請負契約について

○建造スケジュール

年度	R 2		R 3	R 4
月	5~8	9~12	1~3	6
	概略設計	基本設計	公告・入札	6 契約（議会承認）
				詳細設計・建造
				3 竣工
	設計業者		造船所	

○現船との比較

	代船(第6代進洋丸)	現船(第5代進洋丸)
長さ(全長)	67.30m	64.21m
総トン数	699トン	646トン
定員	合計69名	合計68名
士官	9名	9名
部員	12名	12名
教官	4名	3名
生徒	44名	44名

○現船からの主な変更点

- ・SCR脱硝装置の新設
- ・生徒居住区（男子：風呂、洗面所、トイレ）の配置を改良
- ・職員室兼面談室（カウンセリング、クールダウン）の新設
- ・指導教官室3部屋を生徒区画に配置

○建造工事請負契約総額

23億5,950万円

○今後、期待される利活用方法

- ・高校や大学との連携による共同研究
- ・災害時利用（給電、造水、救命、避難所、携帯基地局等）



現船（第5代進洋丸）

○現在の年間運航スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	体験航海（屋久島）											
2年(漁業・機関)	短期乗船実習			第1次長期乗船実習				第2次長期乗船実習				
2年(食品)	乗船実習											
小中学生	多目的航海 年20~25回 ※海洋教育											

【その他報告事項】

宮崎県「教育の情報化」推進プランの策定について

教育政策課

1 策定の趣旨

- 第5期科学技術基本計画の中で、AIやIoTといった先端技術の活用により国が実現を目指す超スマート社会Society5.0が提唱されており、その実現を目指し、様々な取組を推進していくことが示されている。
- 新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実が求められている。また、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響により、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境等の整備などGIGAスクール構想の実現に向けた動きが一層加速している。
- 今回は、上記の国の動向や本県における新たな課題、これまでの取組の検証及び課題等について整理を行い、推進プランを策定する。

2 推進プランの内容

- (1) 計画の策定
計画の位置づけや、情報化の動向について
- (2) 学校教育のICT化推進状況
環境整備やICT活用指導力の状況について
- (3) 基本目標
本県の目指す方向性について
- (4) 推進項目と推進体制
具体的な取組内容について
- (5) 計画の推進
推進体制や体制整備のロードマップについて

3 策定スケジュール

令和2年9～翌3月 調査研究（ワーキンググループ）の実施

令和3年	6月	6月県議会定例会常任委員会報告
	7月	関係機関等との意見交換会 有識者（大学関係者等）、市町村教育委員会、 県校長会、ICT教育推進リーダー連絡協議会、 PTA関係団体
	8月	8月定例教育委員会（素案の報告）
	9月	9月県議会定例会常任委員会報告（素案の報告）
	10月	関係機関等との意見交換会
	10月	10月定例教育委員会（最終案の報告）
	12月	11月県議会定例会常任委員会報告（最終案の報告）

「ひむかサンライズ競技」について

スポーツ振興課

1 対象競技

2027年に本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会に向けて、本県において競技人口の少ない競技の中で普及・強化を図る16競技の呼称を「未普及競技」としていたが、今後は「ひむかサンライズ競技」とする。

【16競技】

水球、ボート、ホッケー、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング
自転車、馬術、フェンシング、ライフル射撃、スポーツクライミング
カヌー、アーチェリー、なぎなた、ボウリング、銃剣道

2 変更の理由

競技人口が少ない中、既に全国の舞台で活躍している競技もあり、「未普及」という言葉のマイナスのイメージを払拭し、今後、それぞれの競技（16競技）が、第81回国民スポーツ大会に向けて、競技力を向上させると共に、太陽のように上昇し輝きを放ってほしいという願いから、呼称を「ひむかサンライズ競技」とする。

3 今後の取組と効果について

令和2年度より、上記の16競技について、ジュニア選手の育成・強化を推進するため、「未普及競技選手育成事業」を実施している。

その事業の通称（サブタイトル）を「ひむかサンライズプロジェクト」とし、取組を行ってきた。今回の呼称の変更により、県内スポーツ界を中心に、「ひむかサンライズ」という名称が更に浸透していくものと期待される。

今後、この事業を本県競技力向上対策の目玉の一つとして進めると同時に、この16競技の組織及び活動の充実に向け、県としても、積極的にサポートしていきたい。

宮崎県文化財保存活用大綱（素案）について

文化財課

1 策定の趣旨

過疎化や少子高齢化の進行等、現代の社会状況の急激な変化に伴い、貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが求められている。こうした課題に対応すべく平成30年に改正された「文化財保護法」に基づき、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「宮崎県文化財保存活用大綱」を策定する。

2 大綱（素案）の概要

(1) 文化財の保存・活用に関する現状と課題

① 文化財の保存と価値の共有化

- ・文化財の価値付けや掘り起こしが十分とは言えない状況であるとともに、行政側の情報発信等が不十分で、県民及び地域住民が文化財の価値について十分に理解していない例が多い。

② 文化財の継承・維持管理

- ・文化財の後継者や担い手不足により継続的な維持管理や継承が困難になってきている例が多い。

③ 文化財の活用

- ・地域住民等が文化財への理解を深めるための取組が少ない。

④ 専門職員と組織体制

- ・文化財専門職員が配置されていない市町村がある。配置されている市町村においても業務量に比して配置されている職員数が少ない場合が多い。

⑤ 防災・災害発生時の対応

- ・大規模災害が発生した場合、文化財の被災・被害状況が正確に把握できないと救出が遅れ、損傷の拡大や滅失の可能性がある。

(2) 文化財の保存・活用に関する基本方針

〈基本理念〉 「宮崎の魅力のある文化財」をみんなで支え、確実に未来へつなぐ
～県民一人一人が、地域の文化財を深く理解し、
その魅力を伝え、そして活かす～

〈基本方針〉

① 「文化財の価値を見いだす」

- ・文化財の調査・研究を推進し、文化財の価値を見いだしていく。特に評価の高い文化財は、県民および地域住民にとって誇れる財産となるよう、国・県・市町村指定文化財への指定等を推進する。

② 「文化財の魅力を伝える」

- ・県民及び地域住民等が、文化財の価値や魅力について理解を深められるよう、文化財を学び・触れる機会を拡充し、未来に守り伝えていこうとする意識の醸成を図る。

③ 「文化財を未来へつなぐ」

- ・教育機関・観光協会・ボランティアガイド等文化財に関わる様々な機関等と連携し、保存とのバランスを図りながら、魅力ある地域・観光資源としての文化財の活用を推進する。

④ 「文化財保護体制を整える」

- ・ 県及び市町村の文化財保護行政組織について、適切な人員配置等、組織の体制強化に努めるとともに、職員の資質向上の取組について推進する。

(3) 市町村への支援方針

① 市町村が行う保存・活用に関する支援

- ・ 職員の資質向上を図るための会議や研修会等を実施するとともに、文化財の調査及び修理・保存等のため、市町村に対しての情報提供、専門的な指導・助言等の支援を行う。

② 市町村の地域計画作成に関する支援

- ・ 「文化財保存活用地域計画」を作成する市町村に対して指導・助言や情報提供による支援を行う。

(4) 防災・防犯対策及び災害発生時の対応

① 防災・防犯対策

- ・ 文化財所有者・管理者等に対し、日頃より防災意識の啓発を図るとともに、災害に備えた設備整備や防災・防犯計画の作成等について、指導・助言や技術的支援を行う。
- ・ 大規模災害により広範囲にわたる文化財が被災した場合、広域的組織による支援が必要であることから、平時より国や市町村、関係団体等と協議・調整を図り、災害時の連絡・協力体制を構築しておく。

② 文化財被害への対応

- ・ 災害発生時には、市町村と連携をとり、必要に応じて職員を派遣し、文化財及び関連施設等の具体的な被災状況を確認し、可能な限り情報を収集する。
- ・ 大規模災害発生時には、文化財所有者をはじめ、関係団体等や消防機関等と連携を図り、文化財レスキュー活動の掌握及び速やかな救援活動を進めていく。

(5) 文化財の保存・活用の推進体制

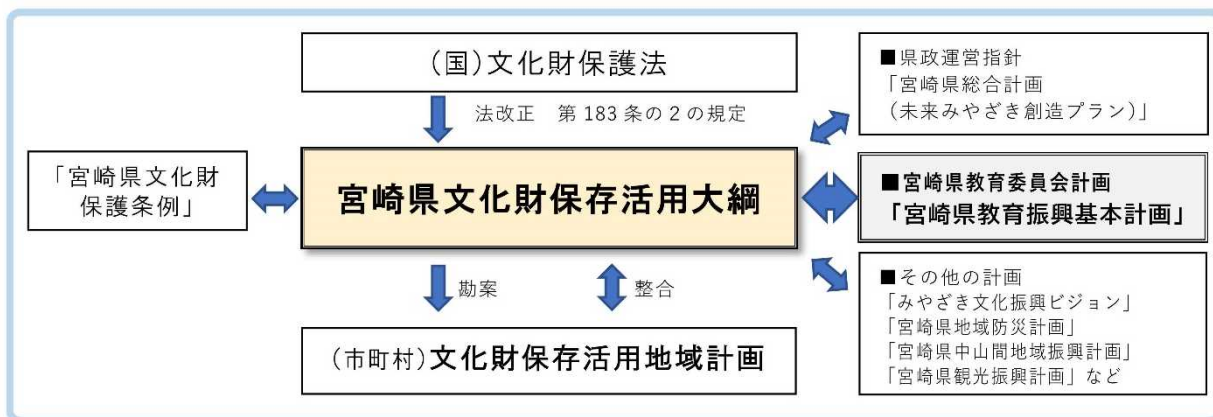
- ・ 文化財専門職員の適正な配置
- ・ 文化財保護指導委員の拡大
- ・ 関係部局・民間団体との連携

3 策定スケジュール

令和2年	5月	策定検討委員会の設置
	6～7月	大綱策定について定例教育委員会、常任委員会で報告
	8月	文化財保護審議会で概要報告
	8～翌3月	策定検討委員会（4回実施） 市町村との意見交換会（県内5地区、各地区1回実施）
令和3年	2月	文化財保護審議会で進捗状況報告
	5～9月	策定検討委員会（3回実施予定） 市町村との意見交換会（県内5地区、各地区1回実施予定）
	6月	大綱（素案）を定例教育委員会、常任委員会で報告
	8月	文化財保護審議会で大綱（素案）概要報告 パブリックコメントの実施
	11～12月	大綱（最終案）を定例教育委員会、常任委員会で報告
令和4年	1月	文化財保護審議会で大綱（最終案）報告
	2月	公表

宮崎県文化財保存活用大綱（素案）の位置付け及び構成

大綱の位置付け



大綱の構成

(1) 本県文化財の保存・活用に関する現状と課題

- ① 文化財の保存と共有化
- ② 文化財の継承・維持管理
- ③ 文化財の活用
- ④ 専門職員と組織体制
- ⑤ 防災・災害発生時



(2) 本県文化財の保存・活用に関する基本方針

〈基本理念〉

「宮崎の魅力ある文化財」をみんなで支え、確実に未来へつなぐ
 ～県民一人一人が、地域の文化財を深く理解し、その魅力を伝え、そして活かす～

〈基本方針〉

① 「文化財の価値を見いだす」

③ 「文化財を未来へつなぐ」

② 「文化財の魅力を伝える」

④ 「文化財保護体制を整える」

(3) 市町村への
支援方針

(4) 防災・防犯対策及
び災害発生時の
対応

(5) 文化財の保存・
活用の推進体制